

4 よくある質問

Q 令和2年度（2020年度）に補助金の交付を受けた団体は、今年度も申請することができますか？

A より多くの団体に本補助金を御活用いただくため、前年度補助金の交付を受けた団体は、**申請を行うことができません**（地域魅力アップモデル事業の継続申請団体を除く。）。

Q 審査はどのような方法で行われますか？

A 地域魅力アップモデル事業は、**書類審査及びプレゼンテーション審査**を行います。
地域課題対応事業は、**原則書類審査のみ**行います。
いずれも5名の審査会の委員が、審査の項目(中面「⑤審査」参照)について審査を行い、予算の範囲内で補助事業者及び補助金の額を決定します。

Q 事業はいつから開始して良いですか？

A **交付決定通知を受けてから**、事業を開始してください。
審査会の結果に基づき、交付・不交付を決定致しますので、通知がお手元に届きましたら**内容を御確認ください。交付決定より前に事業を開始された場合、補助対象外となります。**
今年度は、7月上旬までの交付決定を予定しております。

Q 補助金はいつ交付されますか？

A 原則、**補助事業の完了後**に指定された口座に補助金を振り込みます。
ただし、事業資金が不足するなど補助事業の遂行上必要がある場合には、**補助事業の完了前に交付することも可能な**ので、御相談ください。

Q 地域魅力アップモデル事業は、今年度交付決定されればその後2年間補助金が受けられるのですか？

A 2年目・3年目も初年度と同様に年度ごとの申請が必要です。
その後、審査会で補助金の交付・不交付、補助内容、補助金の額等を決定します。
事業の実施状況等によっては、不交付になる場合もありますので、御了承ください。

5 注意事項

- ・事業内容に新たに監視カメラ、倉庫等土地の定着物の設置を含む場合は、土地の所有者等の同意を得る見込みがある必要があります。
- ・申請に係る経費は、申請団体の負担とします。
- ・提出された書類一式は、返却いたしませんので、御了承ください。

お問合せ先

〒860-8618（区役所専用郵便番号）
※この郵便番号を記載すれば住所の記載を省略できます。
熊本市中央区手取本町1番1号

- 中央区役所総務企画課地域班（熊本市役所本庁舎1階41番窓口）
TEL 096-328-2610 / FAX 096-355-4190
- 中央区まちづくりセンター（熊本市役所本庁舎B1階）
TEL 096-328-2232

令和3年度（2021年度）

熊本市中央区 地域コミュニティづくり支援補助金 募集案内

申請期限
5/31(月)

目次

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
| 1 | 申請の流れ・スケジュール | 4 | よくある質問 |
| 2 | 補助対象事業の種類 | 5 | 注意事項 |
| 3 | 補助対象となる事業費 | | |

1 申請の流れ・スケジュール

(1) 事前相談(電話連絡)

申請したい事業がある場合は、中央区役所総務企画課地域班又は中央区まちづくりセンターに連絡し、御相談ください。

(2) 申請する補助金の種類の選択

事業内容の性質が**地域魅力アップモデル事業**・**地域課題対応事業**のどちらに適合しているか検討の上、選択してください。
その後、申請に係る書類を中央区のホームページからダウンロードしてください。※書類の送付を御希望の場合は、御連絡ください。

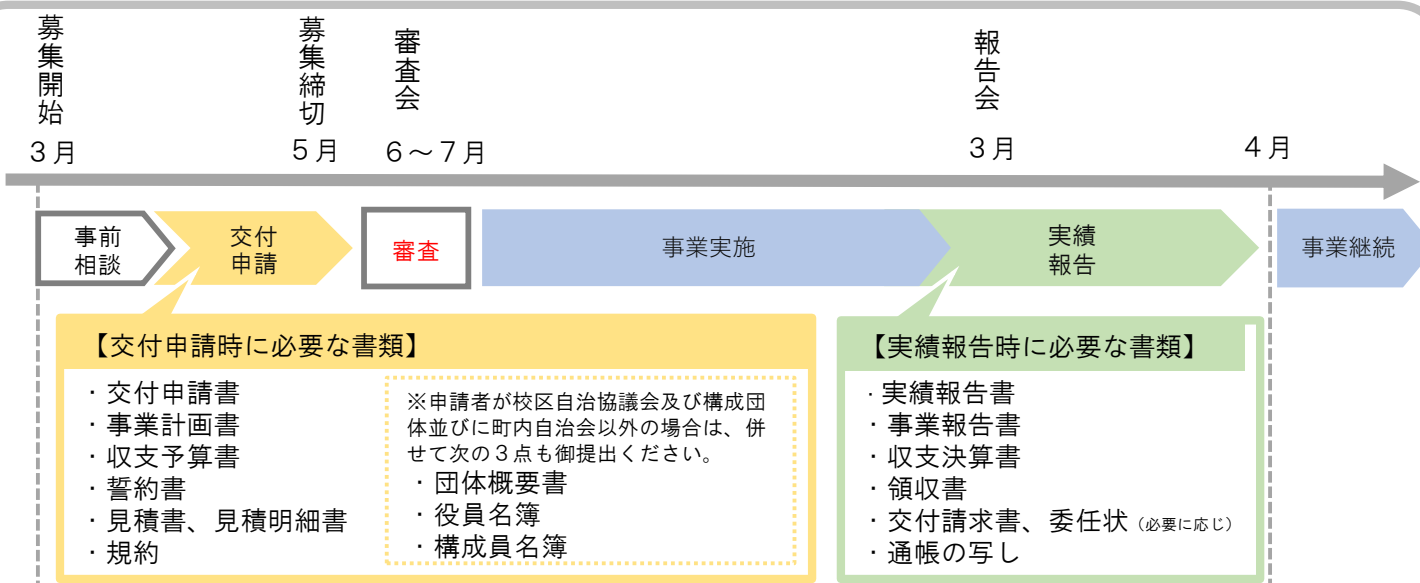
(3) 事業に要する経費の確認

事業の実施に必要な経費に関して業者から見積書の徴取を行ってください。
併せて、補助率や補助金の額を再度御確認ください。

(4) 申請

期限までに必要書類をそろえて申請してください。
申請期間 令和3年（2021年）4月1日（木）～令和3年（2021年）5月31日（月）
（郵送の場合は、最終日の当日消印有効）

提出先 中央区役所総務企画課地域班 又は 中央区まちづくりセンター



経営的視点



地域魅力アップモデル事業

地域の理解の下に行う先進的・模範的な特性を有する事業を支援します。

① 補助対象団体

- ・校区自治協議会
- ・校区自治協議会の構成団体
- ・町内自治会
- ・上述以外の地域コミュニティ活動を行う団体
(活動区域が主に中央区にあり、会則等がある構成員が5人以上の団体)
※NPO法人、企業等も対象

② 補助対象事業

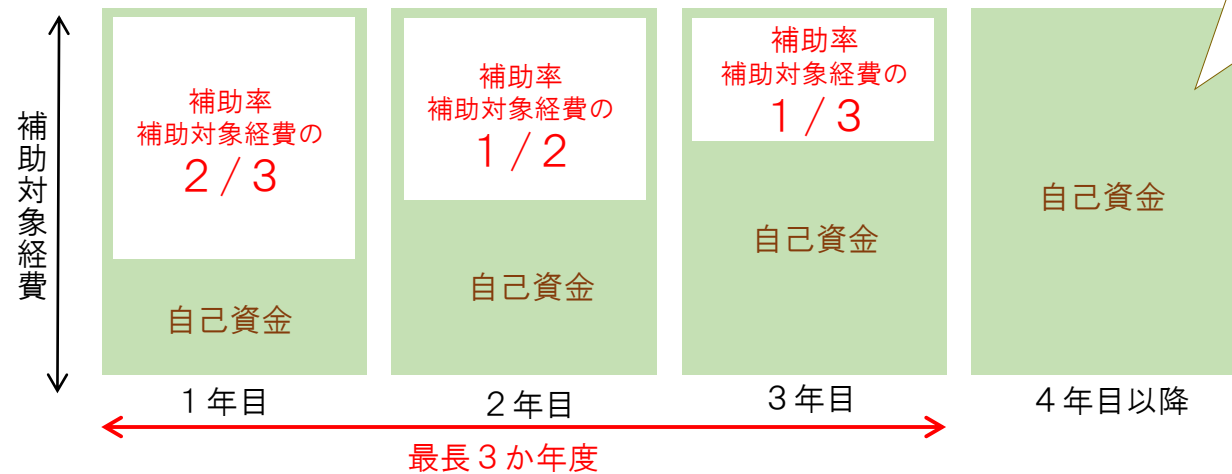
- ・地域活動の負担軽減が図られる事業
- ・生きがいを生み出すことを目的とした地域活動につながる事業
- ・お互い様で支えあう地域づくりを進める事業
- ・公益的な事業で市長が認める事業

対象外となる事業(例)

- ・ほかに熊本市の補助金を受けているもの(予定も含む)
- ・個人や団体に金品を支給することを目的としたもの
- ・宗教、政治、選挙活動に類するもの

③ 補助上限額・補助率

各年度補助上限額 **100万円** (千円未満の端数切捨て)



※今年度補助金の交付決定を受けた事業でも、2年目以降の補助金の交付を確約するものではありません。

④ 補助対象期間 最長3か年度

最長3か年度の補助が可能ですが、毎年申請が必要です。
今年度の補助対象期間は、交付決定日※から令和4年(2022年)3月31日までです。
※審査会(6月下旬~7月上旬予定)以後に交付決定します。

⑤ 審査

次の6つの項目について、審査会で書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。
予算の範囲内で、補助事業者及び補助金の額を決定します。また、年度末には事業報告会にて報告を行っていただきます。

計画性

効果

先進性
模範性

将来性

公益性

地域の
理解度

地域課題対応事業

地域住民が、主体的かつ継続的に行う事業を支援します。

① 補助対象団体

- ・校区自治協議会
- ・校区自治協議会の構成団体
- ・町内自治会

② 補助対象事業

- ・住民の身近な課題を解決する事業
- ・地域における従来の取組みを発展させる事業

対象外となる事業(例)

- ・ほかに熊本市の補助金を受けているもの(予定も含む)
- ・営利を目的としたもの
- ・個人や団体に金品を支給することを目的としたもの
- ・宗教、政治、選挙活動に類するもの

③ 補助上限額・補助率

補助上限額 **20万円** 補助率 補助対象経費の **1/2** (千円未満の端数切捨て)

④ 補助対象期間 最長1か年度

交付決定日※から最長で令和4年(2022年)3月31日まで
※審査会(6月下旬~7月上旬予定)以後に交付決定します。

⑤ 審査

次の3つの項目について、審査会で審査を行います。(原則書類審査のみ)
予算の範囲内で、補助事業者及び補助金の額を決定します。

計画性

効果

将来性

補助対象となる事業費

(地域魅力アップモデル事業・地域課題対応事業 共通)

事業費のうち、以下に該当するものを補助対象経費として扱います。
支出内容が補助対象であるか御不明な場合は、御相談ください。

- 報償費
- 研修費
- 印刷製本費
- 消耗品費
- 通信交通費
- 備品購入費
- 借上料
- 委託料

対象外となる経費(例)

- ・歓送迎会、招待会等の開催時の飲食代
- ・他団体への寄付金、負担金等
- ・支出の根拠が確認できない経費(領収書の欠如等)
- ・賞味期限や消費期限がある備蓄品等